

## COOL SAYAMA TEA プロジェクト認定事業規約

COOL SAYAMA TEA プロジェクト実行委員会(以下「本実行委員会」という。)は、COOL SAYAMA TEA プロジェクトの円滑な運営を図るため、「COOL SAYAMA TEA プロジェクト認定事業規約」を定める。

### (目的)

第1条 この規約は、「COOL SAYAMA TEA プロジェクト」の認定を行うことにより、狭山茶及びに狭山茶をつかった六次産業化の需要の拡大及び品質の向上を図るとともに、消費生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 COOL SAYAMA TEA プロジェクト認定事業(以下「本事業」という。)とは、狭山茶及びに狭山茶をつかった六次産業化事業に対して、本実行委員会が一定の基準を設け、その基準に適合するものをCOOL SAYAMA TEA プロジェクト事業として認定し、当該事業にCOOL SAYAMA TEA プロジェクト認定マーク(以下「認定マーク」という。)を付することによって消費者が識別できるようにすることである。

### (認定基準)

第3条 狭山茶産地で生産された狭山茶及びに狭山茶を使用した事業であって、要件を満たした事業であっても、審査委員会で運営上問題があると判断した場合は、認定しないことがある。

### (運営体制)

第4条 本事業は本実行委員会が実施し、その事務は本実行委員会の事務局(以下「事務局」という。)が担当する。

### (認定手続き及び認定許可)

第5条 COOL SAYAMA TEA プロジェクト事業の認定を受けようとする者は、所定の申請書「COOL SAYAMA TEA プロジェクト認定事業審査申請書」(様式第1号)に、申請手数料を添えて申請するものとする。また申請された内容については本実行委員会にて認定の審議を行い可決された案件に対してCOOL SAYAMA TEA プロジェクト事業認定とする。

### (認定書およびCOOL SAYAMA TEA プロジェクト事業の表示、認定マークの使用)

第6条 COOL SAYAMA TEA プロジェクト事業として認定された場合には、本実行委員会が「COOL SAYAMA TEA プロジェクト認定書(以下「認定書」という。)」を交付し、認定を受けた者はCOOL SAYAMA TEA プロジェクト事業であることを明示でき、認定マークを使用することができる。

### (商品認定の有効期間)

第7条 COOL SAYAMA TEA プロジェクト認定事業の有効期間は、認定日から2018年3月31日までとするが、認定マークの使用期間は設けない。

### (公表)

第8条 本実行委員会は、第6条の規定により認定したときは、当該認定に係るCOOL SAYAMA TEA プロジェクト事業の詳細を公表できるものとする。

### (認定基準の見直し)

第9条 本実行委員会は、必要に応じて認定基準の改定または廃止を行う。

(認定の取消し等)

第10条 本実行委員会は、COOL SAYAMA TEA プロジェクト事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取消することができる。

- (1) 品質不良と認められたとき。
- (2) 認定マークの不正な表示を行ったとき。
- (3) COOL SAYAMA TEA プロジェクト事業として適当でないと認められたとき。
- (4) COOL SAYAMA TEA プロジェクト事業としての信用を著しく損なう行為があったとき。
- (5) 正当な理由がなく本実行委員会の指導に従わないとき。
- (6) 本実行委員会の活動を妨げたとき、又は妨げる恐れがあるとき。

(その他)

第10条 本実行委員会は、本事業に起因する損失補償について一切の責任を負わない。なお、本規約の解釈その他疑義は COOL SAYAMA TEA プロジェクト実行委員長が決定する。

(運用等)

第11条 この規約の定め及びこの規約に関わる必要事項の制定・改定は本実行委員会の決議を経て、本実行委員会が定める。

附則 この規約は2017年(平成29年)4月1日から施行する。